

福岡県医発第 987 号 (地)

平成17年8月19日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本通知は、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が7月6日に公布され、一部を除いて平成18年4月1日から施行されるものであります。

本法律は、障害者の雇用に関する状況に鑑み、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携等、障害者が職業生活において自立することを促進するための施策の充実強化を図るなどの改正を行うものであります。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、関係医療機関等に周知方よろしくお願いいたします。

なお、主な改正点は下記のとおりとなっております。

記

1. 障害者雇用促進施策と障害者福祉施策との有機的な連携
2. 障害者職業センターと医療関係者との連携
3. 納付金関係業務の拡充
4. 障害者雇用調整金等の支給先の範囲拡大
5. 精神障害者に関する雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の特例
6. 障害者の在宅就業に関する障害者雇用納付金制度の特例
7. 罰則規定の整備
8. その他
9. 施行期日等

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



(地Ⅲ81)

平成17年8月12日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

野中 博
三上 裕司



障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が6月29日に可決成立し、7月6日公布され、厚生労働事務次官から各都道府県知事宛に障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律について、通知がなされました。

施行は、一部を除いて平成18年4月1日であります。

この法律は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携等、障害者が職業生活において自立することを促進するための施策の充実強化を図るなどの改正を行ったものであります。

精神障害者の雇用対策の強化として、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が雇用率の算定対象とされますが、法定雇用率（1.8%）は現行通りであります。

また、障害者職業センターは、精神障害者について職業評価等の業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携に努めるものとされておりますことにご留意いただきたいと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係医療機関等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

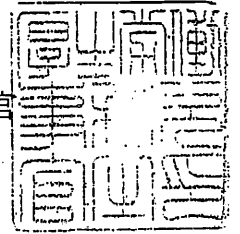




厚生労働省発職高第0706002号
平成 1 7 年 7 月 6 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官



障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律について

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第81号)」については、本年2月10日に第162回通常国会に提出され、6月29日に可決成立し、本日公布されたところである。

この法律は平成18年4月1日から施行することとしている。ただし、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策との有機的な連携、障害者職業センターと医療関係者との連携、納付金関係業務の拡充(納付金関係業務として、障害者の技能に関する競技大会に係る業務を行うことに係る部分を除く。)、障害者雇用調整金等の支給先の範囲拡大、罰則規定の整備(障害者の在宅就業に関する障害者雇用納付金制度の特例に係る部分を除く。)及び報奨金等の支給先の範囲拡大については、平成17年10月1日から施行することとしている。

この法律は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携等障害者が職業生活において自立することを促進するための施策の充実強化を図るなどの所要の改正を行うものである。その主たる内容は下記のとおりであるので、その趣旨を御理解の上、その円滑な施行について特段の御配慮をお願いすべく、通知する。

なお、本法の施行に当たっては、貴都道府県における労働関係部局と福祉関係部局の十分な連携に御留意いただくとともに、都道府県労働局との連携にも特段の御配慮をお願いする。

記

1. 障害者雇用促進施策と障害者福祉施策との有機的な連携

国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するように努めなければならないものとしたこと。(法第6条関係)

2 障害者職業センターと医療関係者との連携

障害者職業センターは、精神障害者について職業評価等の業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携に努めるものとしたこと。（法第25条関係）

3 納付金関係業務の拡充

(1) 障害者である労働者を雇用する事業主であって、障害者となった労働者の雇用の継続のために必要となる措置を行うものに対して支給する助成金の整理を行うものとしたこと。（法第49条第1項第4号及び第77条関係）

(2) 社会福祉法人その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人が行う職場適応援助者による援助の事業、又は障害者である労働者を雇用する事業主による職場適応援助者の配置に対して、その要する費用に充てるための助成金を支給するものとしたこと。（法第49条第1項第4号の2関係）

(3) 納付金関係業務として、障害者の技能に関する競技大会に係る業務を行うものとしたこと。（法第49条第1項第8号の2関係）

(4) 厚生労働大臣（納付金関係業務を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせる場合にあつては、機構）は、障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者を除く。）のうち厚生労働省令で定める者に関しても、助成金の支給業務等であつて厚生労働省令で定めるものに相当する業務を行うことができるものとしたこと。（法第74条関係）

4 障害者雇用調整金等の支給先の範囲拡大

特例子会社制度（子会社が雇用する労働者をその親事業主が雇用する労働者とみなすことができる特例をいう。）に基づき親事業主に対して支給する障害者雇用調整金等については、機構は、当該親事業主又は当該子会社のうちのいずれかに対して支給することができるものとしたこと。（法第50条第4項及び第74条の2第10項関係）

5 精神障害者に関する雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の特例

(1) 雇用義務等に関する規定の適用に当たっては、精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（(2)及び(3)並びに6において「精神障害者」という。）である労働者等を雇用しているときには、その数に相当する身体障害者又は知的障害者である労働者等を雇い入れたものとみなすものとしたこと。（法第72条の2から第72条の4まで関係）

(2) 納付金関係業務に関する規定の適用に当たっては、精神障害者である労働者はその数に相当する身体障害者又は知的障害者である労働者とみなすものとしたこと。（法第72条の5関係）

(3) 雇用義務等及び納付金関係業務に関する規定の適用に当たっては、精神障害者である短時間労働者等を雇用しているときには、これを厚生労働省令で定める数に相当する身体障害者又は知的障害者である労働者等とみなすものとしたこと。（法第72条の6関係）

6 障害者の在宅就業に関する障害者雇用納付金制度の特例

- (1) 在宅就業障害者（自宅その他厚生労働省令で定める場所において業務を自ら行う身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいう。以下同じ。）との間で在宅就業契約（物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を行う旨の契約をいう。以下同じ。）を締結し、当該在宅就業障害者に当該在宅就業契約に基づく業務の対価を支払った事業主（在宅就業支援団体を除く。（3）において同じ。）に対して、在宅就業障害者特例調整金を支給するものとし、在宅就業障害者特例調整金を障害者雇用納付金の額の減額に充てることができるものとしたこと。（法第74条の2関係）
- (2) 在宅就業障害者特例調整金の額は、調整額（障害者雇用調整金の単価以下の額で政令で定める在宅就業単位調整額に在宅就業障害者の就業機会の確保に資する程度その他の状況を勘案して政令で定める評価基準月数を乗じて得た額をいう。）に、事業主が当該年度に支払った対価の総額を評価額（障害者である労働者の平均的な給与の状況その他の状況を勘案して政令で定める額に評価基準月数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を乗じて得た額（在宅就業単位調整額に各月における当該事業主の雇用する身体障害者等である労働者の数の合計数を乗じて得た額を限度とする。）としたこと。（法第74条の2関係）
- (3) 事業主に、在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務を行う法人であって厚生労働大臣の登録を受けたものをいう。以下同じ。）との間で締結した物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務に係る契約に基づき支払った金額のうち、当該契約の履行に当たり在宅就業支援団体が在宅就業障害者との間で締結した在宅就業契約に基づく業務の対価として支払った部分の金額に相当する金額（8の(1)ハにおいて「在宅就業対価相当額」という。）があるときは、その総額を(2)の対価の総額に加算するものとしたこと。（法第74条の3関係）

7 罰則規定の整備

罰金額の引上げその他罰則について所要の規定の整備を行うものとしたこと。（法第85条の2から第87条まで、第89条の2及び第91条関係）

8 その他

(1) 障害者の在宅就業に関する特例報奨金

イ 在宅就業障害者との間で在宅就業契約を締結し、当該在宅就業障害者に当該在宅就業契約に基づく業務の対価を支払った報奨金支給対象事業主（在宅就業支援団体を除く。ハにおいて同じ。）に対して、在宅就業障害者特例報奨金を支給するものとしたこと。（法附則第4条第4項関係）

ロ 在宅就業障害者特例報奨金の額は、報奨額（障害者雇用調整金の単価以下の額で厚生労働省令で定める在宅就業単位報奨額に評価基準月数を乗じて得た額をいう。）に、事業主が当該年度に支払った対価の総額を評価額で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を乗じて得た額（在宅就業単位報奨額に各月における当該事業主の雇用する身体障害者等である労働者の数の合計数を乗じて得た額を限度とする。）としたこと。（法附則第4条第4

項関係)

ハ 報奨金支給対象事業主に、在宅就業対価相当額があるときは、その総額をロの対価の総額に加算するものとしたこと。(法附則第4条第6項関係)

(2) 報奨金等の支給先の範囲拡大

特例子会社制度に基づき親事業主に対して支給する報奨金等については、機構は、当該親事業主又は当該子会社のうちのいずれかに対して支給することができるものとしたこと。(法附則第4条第8項関係)

(3) 精神障害者に関する報奨金支給に係る規定の特例

イ 報奨金の支給に係る規定の適用に当たっては、精神障害者である労働者は、その数に相当する身体障害者又は知的障害者である労働者とみなすものとしたこと。(法附則第4条第12項関係)

ロ 報奨金の支給に係る規定の適用に当たっては、精神障害者である短時間労働者は、これを厚生労働省令で定める数に相当する身体障害者又は知的障害者である労働者とみなすものとしたこと。(法附則第4条第13項関係)

(4) その他

その他所要の規定の整備を行うものとしたこと。

9 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は平成18年4月1日から施行するものとしたこと。ただし、1、2、3の(1)、(2)及び(4)、4、7(6に係る部分を除く。)並びに8の(2)については平成17年10月1日から施行するものとしたこと。(改正法附則1条関係)

(2) 経過措置等

この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うものとしたこと。(改正法附則第2条から第11条まで関係)

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

(号外第 152 号) (2分冊の1)

官 報

1 平成 17 年 7 月 6 日 水曜日

目次

〔法 律〕

- 航空法の一部を改正する法律(八〇)
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(八一)
- 独立行政法人住宅金融支援機構法(八二)

〔政 令〕

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行期日を定める政令(二二二)
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二二三)
- 電気通信事業法施行令の一部を改正する政令(二三四)

〔省 令〕

- 患者調査規則の一部を改正する省令(厚生労働一一四)
- 医療施設調査規則の一部を改正する省令(同一一五)

〔告 示〕

- 端末機器の設計認証の報告に関する件(総務七三二)
- 端末機器の技術基準適合自己確認の届出に関する件(同七三三)
- 平成十七年における患者調査の調査の期日・調査票の様式及び調査票の提出期限を定める件(厚生労働三二二)
- 平成十七年における医療施設静態調査の調査の期日・調査票の様式及び調査票の提出期限を定める件(同三二二)

〔公 告〕

- 裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
住宅金融公庫入札関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告
- 諸事項

本号で公布された 法令のあらまし

◇航空法の一部を改正する法律(法律第八〇号) (国土交通省)

- 1 空域の安全かつ効率的な利用
(一) 新技術を活用した航行方式
(1) 航空機は、国土交通省令で定める高さ以上の空域においては、計器飛行方式によらなければ飛行してはならないこととした。
(第九四条の二関係)
(2) 航空機は、国土交通大臣の許可を受けなければ、他の航空機との垂直方向の間隔を縮小する方式による飛行その他の特別な方式による航行を行ってはならないこととした。(第八三条の二関係)
(二) 航空交通の管理の実施
(1) 国土交通大臣は、空域の適正な利用及び安全かつ円滑な航空交通の確保を図るため、航空交通及び気象の状況を考慮した飛行経路の設定並びに交通量の監視及び調整、これらに関する情報提供等の航空交通の管理に係る措置を、関係行政機関の長及び国内定期航空運送事業者等と相互に協力して講ずることとした。(第九五条の二第一項及び第二項関係)
(2) 航空交通の管理に係る措置により他の航空機の飛行計画その他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある情報を得た国内定期航空運送事業者等は、それをみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととする。これに違反した国内定期航空運送事業者等に対し国土交通大臣が情報の提供を停止することとができることとした。(第九五条の二第三項及び第四項関係)
(3) 航空機は、民間訓練試験空域において国土交通省令で定める飛行を行おうとするときは、国土交通大臣に訓練試験等計画を通報し、その承認を受けなければならないこととした。(第九五条の三関係)
- 2 安全規制に係る民間事業者と国の関係の見直し
(一) 航空機の設計検査における民間能力の活用
(1) 航空機等の設計及び設計後の検査の能力について国土交通大臣の認定を受けた者が当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機等については、耐空証明に係る検査において設計等についての検査の一部を省略できることとした。(第一〇条第五項関係)
(2) 航空機の設計の国土交通省令で定める変更に関し、航空機の設計及び設計後の検査の能力について国土交通大臣の認定を受けた者が、当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、基準に適合することを確認したときは、国土交通大臣の承認を受けたものとみなすこととした。(第一三条及び第一三条の二関係)
(二) 認定事業場等に係る事後監督規定の整備
(1) 国土交通大臣は、国土交通大臣の認定等を受けた者が業務規程の認可を受けずに業務を行ったときその他国土交通省令の規定に違反したとき、又は認定事業場における能力が基準に適合しなくなったときは、当該認定等を受けた者に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は認定等を取り消すことができることとした。(第二〇条第五項、第二九条第六項、第三三条第三項及び第七二条第一項関係)
(三) 空域規制の見直し
(1) 航空機は、航空交通情報圏及び民間訓練試験空域において航行を行う場合は、当該空域における他の航空機の航行に関する情報を入手するため、国土交通大臣への連絡等をしなければならないこととした。(第九六条の二第一項及び第二項関係)
(2) 国土交通大臣は、航空交通管制圏、航空交通情報圏又は民間訓練試験空域ごとに、規制が適用される時間を指定することができる等所要の規定を整備することとした。(第九六条第五項及び第六項並びに第九六条の二第三項関係)

- (2) 国土交通大臣は、型式証明等を受けた航空機が基準に適合せず、又は適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式証明等を受けた者に対し、基準に適合させるために必要な設計の変更を命ずることができることとし、それに違反したときは、当該型式証明等を取り消すことができることとした。(第一三条の三関係)
- (3) 国土交通大臣は、耐空証明のある航空機が基準に適合せず、又は適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該航空機の使用者に対し、基準に適合させるために必要な整備、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができることとした。(第一四条の二第一項関係)
- その他
- 3 操縦士の資格についての技能証明を有する者は、航空英語に関する知識及び能力を有することについて国土交通大臣が行う航空英語能力証明を受けていなければ、国際航行を行ってはならないこととした。(第三三條関係)
- 4 この法律は、一部の規定を除き、平成一七年一〇月一日から施行することとした。
- 5 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(法律第八一号)(厚生労働省)
- 1 障害者雇用促進施策と障害者福祉施策との有機的な連携
- 国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するように努めなければならないこととした。(第六條関係)
- 2 障害者職業センターと医療関係者との連携
- 障害者職業センターは、精神障害者について職業評価等の業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携に努めることとした。(第二五條関係)
- 3 納付金関係業務の拡充
- (一) 障害者である労働者を雇用する事業主であつて、障害者となつた労働者の雇用の継続のために必要となる措置を行うものに対して支給する助成金の整理を行うこととした。(第九九条第一項第四号及び第七七條関係)
- (二) 職場適応援助者による援助であつて、社会福祉法人その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人が行う事業又は障害者である労働者を雇用する事業主による職場適応援助者の配置に対して、その要する費用に充てるための助成金を支給することとした。(第四九条第一項第四号の二関係)
- (三) 納付金関係業務として、障害者の技能に関する競技大会に係る業務を行うこととした。(第四九条第一項第八号の二関係)
- (四) 厚生労働大臣(納付金関係業務を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下「機構」という。)に行わせる場合にあつては、機構)は、障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者を除く。)のうち厚生労働省令で定める厚生労働省令で定めるものに相当する業務を行うことができることとした。(第七四條関係)
- 4 障害者雇用調整金等の支給先の範囲拡大
- 特例子会社制度(子会社が雇用する労働者をその親事業主が雇用する労働者とみなすことができる特例をいう。)に基づき親事業主に対して支給する障害者雇用調整金等については、機構は、当該親事業主又は当該子会社のうちのいずれかに対して支給することができることとした。(第五〇条第四項及び第七四條の二第一〇項関係)
- 5 精神障害者に関する雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の特例
- (一) 雇用義務等に関する規定の適用に当たっては、精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(二)及び(三)並びに6において「精神障害者」というのである労働者等を雇用しているときには、その数に相当する身体障害者又は知的障害者である労働者等を雇い入れたものとみなすこととした。(第七二条の二第七二条の四関係)
- (二) 納付金関係業務に関する規定の適用に当たっては、精神障害者である労働者はその数に相当する身体障害者又は知的障害者である労働者とみなすこととした。(第七二条の五関係)
- (三) 雇用義務等及び納付金関係業務に関する規定の適用に当たっては、精神障害者である労働者は、精神障害者等とみなすこととした。(第七二条の六関係)
- (四) 在宅就業障害者(自宅その他厚生労働省令で定める場所において業務を自ら行う身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいう。以下同じ。)との間で在宅就業契約(物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を行う旨の契約をいう。以下同じ。)を締結し、当該在宅就業障害者に当該在宅就業契約に基づく業務の対価を支払つた事業主(在宅就業支援団体を除く。)(三)において同じ。)に対して、在宅就業障害者特例調整金を支給することとし、在宅就業障害者特例調整金を障害者雇用納付金の額の減額に充てることのできることをした。(第七四條の二関係)
- (五) 在宅就業障害者特例調整金の額は、調整額(障害者雇用調整金の単価以下の額で政令で定める在宅就業単位調整額に在宅就業障害者の就業機会の確保に資する程度その他の状況を勘案して政令で定める評価基準月数を乗じて得た額をいう。)(に、事業主が当該年度に支払つた対価の総額を評価額(障害者である労働者の平均的な給与の状況その他の状況を勘案して政令で定める評価基準月数を乗じて得た額をいう。以下同じ。))で除して得た数(その数に一定の端数があるときは、その端数は切り捨て)を乗じて得た額(在宅就業単位調整額に各月における当該事業主の雇用する身体障害者等である労働者の数の合計数を乗じて得た額を限度とする。)とすることとした。(第七四條の二関係)
- (六) 事業主に、在宅就業支援団体(在宅就業障害者に対する援助の業務を行う法人であつて厚生労働大臣の登録を受けたものをいう。以下同じ。))との間で締結した物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務に係る契約に基づき支払つた金額のうち、当該契約の履行に当たり在宅就業支援団体が在宅就業障害者との間で締結した在宅就業契約に基づく業務の対価として支払つた部分の金額に相当する金額(8の(三)において「在宅就業対価相当額」という。)があるときは、その総額を(二)の対価の総額に加算することとした。(第七四條の三関係)
- 7 罰則規定の整備
- 罰金額の引上げその他罰則について所要の規定の整備を行うこととした。(第八五條の二第八七條、第八九條の二及び第九一條関係)
- 8 その他
- (一) 障害者の在宅就業に関する特例報奨金を締結し、当該在宅就業障害者に当該在宅就業契約に基づく業務の対価を支払つた報奨金支給対象事業主(在宅就業支援団体を除く。)(三)において同じ。)に対して、在宅就業障害者特例報奨金を支給することとした。(附則第四條第四項関係)
- (2) 在宅就業障害者特例報奨金の額は、報奨額(障害者雇用調整金の単価以下の額で厚生労働省令で定める在宅就業単位報奨額に評価基準月数を乗じて得た額をいう。)(に、事業主が当該年度に支払つた対価の総額を評価額で除して得た数(その数に一定の端数があるときは、その端数は切り捨て)を乗じて得た額(在宅就業単位報奨額に各月における当該事業主の雇用する身体障害者等である労働者の数の合計数を乗じて得た額を限度とする。)とすることとした。(附則第四條第四項関係)
- (3) 報奨金支給対象事業主に、在宅就業対価相当額があるときは、その総額を(2)の対価の総額に加算することとした。(附則第四條第六項関係)
- (四) 報奨金等の支給先の範囲拡大
- 特例子会社制度に基づき親事業主に対して支給する報奨金等については、機構は、当該親事業主又は当該子会社のうちのいずれかに対して支給することができることとした。(附則第四條第八項関係)

(三) 精神障害者に関する報奨金支給に係る規定の特例

(1) 報奨金の支給に係る規定の適用に当たっては、精神障害者である労働者は、その数に相当する身体障害者又は知的障害者である労働者とみなすこととした。(附則第四条第二項関係)

(2) 報奨金の支給に係る規定の適用に当たっては、精神障害者である短時間労働者は、これを厚生労働省令で定める数に相当する身体障害者又は知的障害者である労働者とみなすこととした。(附則第四条第三項関係)

9 この法律は平成一八年四月一日から施行することとした。ただし、1、2、3の(一)及び(四)、4、7(6に係る部分を除く。)並びに8の(二)については平成一七年一〇月一日から施行することとした。

◇独立行政法人住宅金融支援機構法(法律第八二号)(国土交通省)

1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)について、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることとした。(第三条、第四条及び第一三三條関係)

2 機構の役員について、理事長、副理事長、理事、監事を置くこととし、その定数を定めることとした。(第八條関係)

3 機構を所管する大臣は、国土交通大臣及び財務大臣とすることとした。(第二九條関係)

4 住宅金融公庫(以下「公庫」という。)を解散し、その設立根拠法を廃止するとともに、公庫から機構への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めることとした。(附則第三条及び第一〇條関係)

5 公庫の解散及び機構の設立期日を平成一九年四月一日と定めることとした。(附則第二条及び第三條関係)

6 この法律は、一部の規定を除き、平成一九年四月一日から施行することとした。

◇心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行期日を定める政令(政令第三三三三号)(厚生労働省)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成一五年法律第一〇号)の施行期日は、平成一七年七月一五日とすることとした。

◇心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三三三三号)(厚生労働省)

1 病院又は診療所に準ずる機関
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成一五年法律第一〇号、以下「法」という。)の病院又は診療所に準ずるものは、健康保険法(大正一一年法律第七〇号)に規定する指定訪問看護事業及び介護保険法(平成九年法律第一三三三三)に規定する指定居宅サービス事業者(訪問看護を行う者に限る。)とすることとした。(第一条関係)

2 社会復帰調整官の資格
社会復帰調整官となり得る者は、精神保健福祉士のほか、保健師、看護師、作業療法士又は社会福祉士であつて精神障害者に関する業務に従事した経験を有するもの、法務大臣がこれらの者と同等以上の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有すると認める者のいずれかに該当する者とすることとした。(第五条関係)

3 医療に関する審査機関
医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和三年法律第一二九号)に規定する特別審査委員会及び国民健康保険法(昭和三年法律第一九二号)に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とすることとした。(第六條関係)

4 入院対象者を外出・外泊させることができる場合
法に定める場合以外で外出・外泊させることができる場合は、入院対象者に適切な精神障害者の医療を受けさせるために他の医療施設に通院又は入院させる必要がある場合と、社会生活上

の重要な用務がある場合であつて、当該入院対象者が入院している指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、当該入院対象者の症状に照らし支障がないと認められるときとすることとした。(第七條及び第八條関係)

5 他の医療施設への入院時における届出
指定入院医療機関の管理者は、法の規定により入院対象者を他の医療施設に入院させたときは、当該対象者の氏名等一定の事項を厚生労働大臣及び主務省令で定める保護観察所の長に届け出なければならないこととした。また、当該入院対象者が当該他の医療施設から退院したときは、その旨及び退院した日時を同様に届け出なければならないこととした。(第九條関係)

6 国の負担
指定入院医療機関の設置に要する費用に係る国の負担は、各年度において指定入院医療機関の設置者がその設置のために支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行うこととした。

また、指定入院医療機関の運営に要する費用に係る国の負担は、各年度において指定入院医療機関の設置者がその運営のために支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための診療収入その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行うこととした。

さらに、指定入院医療機関の運営のための費用については、控除しなければならない額が、その年度において指定入院医療機関の設置者がその運営のために支弁した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支弁額から控除することとした。(第一〇條関係)

7 処遇の実施計画の記載事項
実施計画には、地域社会における処遇の実施により達成しようとする目標、指定通院医療機関の管理者による医療に関する事項、社会復帰調整官が実施する精神保健観察に関する事項、指定通院医療機関の管理者による援助、都道府県及び市町村による精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助等に関する事項その他の事項を記載することとした。(第一一條関係)

8 会議
保護観察所の長は、実施計画を定めるための協議などを行うため会議を開催する必要があると認めるときは、通院対象者に対して入院による医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該通院対象者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)又はこれらの者の指名する職員の出席を求めることとし、必要があると認めるときは、通院対象者に対して援助を行う者その他の適当な者に対し、会議への出席を依頼することができることとした。また、通院対象者に対して入院による医療を行う指定通院医療機関の管理者等は、必要があると認めるときは、保護観察所の長に対し、会議の開催を求めることができることとした。(第一二條関係)

9 主務省令への委任
この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施について必要な事項は、主務省令で定めることとした。(第一三條関係)

10 主務省令
この政令における主務省令は、法務省令・厚生労働省令とすることとした。(第一四條関係)

11 権限の委任
この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができることとした。また、地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができることとした。(第一五條関係)

12 この政令は、法の施行の日(平成一七年七月一五日)から施行することとした。

◇電気通信事業法施行令の一部を改正する政令(政令第三三四号)(総務省)

1 電気通信主任技術者試験を受けようとする者及び工事担任者試験を受けようとする者に係る手数料の額を引き上げることとした。(第一〇條関係)

2 この政令は、平成一七年八月一日から施行することとした。

(設計の変更命令に違反する等の罪)
第四百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の三第一項の規定による命令に違反した者

二 第二十九条第六項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三十四条第三項又は第七十八條第四項において準用する場合を含む。)又は第七十二条第十一項の規定による命令に違反した者

第三百五十一条第一号の四を第一号の五とし、第一号の三を第一号の四とし、第一号の二の次に次の一号を加える。

一 第三十三條第一項の規定に違反して、同項の国土交通省令で定める航行を行つた者
第五百五十條第二号中「又は第五十六條において」を「において」に、「第五十六條の四第一項を」を「第五十六條の三第一項」に改める。

第三百五十四條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七 第二十九條第五号の三又は第九十七條第一項の規定により承認を受けていなければならぬ事項を承認を受けないでしたとき。

第三百五十四條第一項第八号の二中「第九十六條第三項」の下に「又は第九十六條の二第一項(第九十六條第六項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第九号を次のように改める。

九 第九十六條第四項又は第九十六條の二第二項(第九十六條第六項において準用する場合を含む。)の規定による聴取をしなかつたとき。

第三百五十四條第一項第十一号中「聴取若しくは」を削る。

第三百六十條中「一」を「いずれかに」に改め、第二号を削り、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十三條第五項(第十三條の二第五項において準用する場合を含む。)の規定、第九十九條第四項若しくは第九十八條(第九百二十四條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定又は第九百二十九條の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第八十三條の次に一條を加える改正規定、第九十四條の二及び第九十六條第三項の改正規定並びに第九百四十五條第十二号の次に二號を加える改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三十二條を削り、第三十三條を第三十二條とし、同条の次に一條を加える改正規定、第三十六條中「技能証明、航空身体検査証明」の下に「航空英語能力証明」を加える改正規定、第七十一條及び第九十一條の改正規定、第三百三十四條第一項中「航空従事者の養成」の下に「若しくは知識及び能力の判定」を加える改正規定、第三百三十五條第九号の次に一號を加える改正規定並びに第九百五十條中第一号の四を第一号の五とし、第一号の三を第一号の四とし、第一号の二の次に一號を加える改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

2 この法律による改正後の航空法(以下「新法」という。)第三十三條第一項及び第九百五十條第一号の三の規定は、平成二十年三月五日(国際民間航空条約第三十七條の規定により国際民間航空機関において航空英語能力証明に係る同条約の附属書の規定を適用する日としてこれより遅い日)が決定された場合にあつては、その日から適用する。

3 この法律の施行の日から第一項第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、新法第三十六條及び第九百四十五條の三第二号中「第九十九條の二第二項、第三十三條第三項」とあるのは、「第二十九條の二第二項」とする。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に効力を有するこの法律による改正前の航空法(以下「旧法」という。)第二十條第一項の認定に係る国土交通省令で定める新法第二十條第二項の業務規程に相当する規程は、新法の適用については、当該認定が効力を有する間は、同項の認可を受けた業務規程とみなす。

第三条 新法第八十三條の二の許可、新法第九十五條の三の承認及び新法第九十九條の二第一項ただし書の許可(同項本文に規定する航空交通情報圏における行為に係るものに限る。)並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

(処分、手続等の効力に關する経過措置)

第四条 前二條に規定するもののほか、この法律(附則第一條第一項各号に掲げる規定について)は、当該各規定(以下同じ。)の施行前に旧法(これに基づき命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法(これに基づき命令を含む。)中相當する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に關する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六条 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)
第七条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「第二條第十八項」を「第二條第十九項」に改める。

(貨物利用運送事業法の一部改正)
第八條 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「第二條第十六項」を「第二條第十七項」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)
第九條 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年七月六日 内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第八十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十一年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 身体障害者及び知的障害者以外の障害者に関する特例(第七十三條・第七十四條)」を「第四節 精神障害者に関する特例(第七十二條の二・第七十三條)」に改める。

第六節 障害者の在宅就業に関する特例(第七十四條の二・第七十四條の三)

精神障害者以外の障害者に関する特例(第七十四條)に「(第八十六條・第九十條)を」(第八十五條の二「第九十一條」に改める。

第六條中「必要な施策を」の下に「障害者の福祉に關する施策との有機的な連携を図りつつ」を加える。

第二十條第一号中「第二十五條第二項」を「第二十五條第三項」に改め、同條第三号中「障害者職業カウンセラー及び」の下に「職場適応援助者(身体障害者)を加え、(第二十二條第四号において「職場適応援助者」という。)を」をいう。以下同じ」に改める。

第二十五條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者職業センターは、精神障害者について、第二十條第五号、第二十一條第一号若しくは第二十二條第一号から第三号までに掲げる業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との連携に努めるものとする。

第四十九條第一項第一号中「この節の下に」及び第六節を加え、同項第四号を次のように改める。

四 身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主であつて、次のいずれかを行うものに対して、その要する費用に充てたるための助成金を支給すること。

宅就業障害者特例調整金を支給する業務を行うことができる。

- 2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、在宅就業障害者との間で書面により在宅就業契約を締結した事業主（次条第一項に規定する在宅就業支援団体を除く。以下この節において同じ。）であつて、在宅就業障害者に在宅就業契約に基づく業務の対価を支払つたものに対して、調整額に、当該年度に支払つた当該対価の総額（以下「対象額」という。）を評価額で除して得た数（その数に一定の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の在宅就業障害者特例調整金として支給する。ただし、在宅就業単位調整額に当該年度に属する各月ごとの初日における当該事業主の雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額に相当する金額を超えることができない。
- 3 この節、次章、第五章及び附則第四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 在宅就業障害者 身体障害者、知的障害者又は精神障害者であつて、自宅その他厚生労働省令で定める場所において物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行うもの（雇用されている者を除く。）
 - 二 在宅就業契約 在宅就業障害者が物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を行う旨の契約
 - 三 在宅就業単位調整額 第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で政令で定める額
 - 四 調整額 在宅就業単位調整額に評価基準月数（在宅就業障害者の就業機会の確保に資する程度その他の状況を勘案して政令で定める月数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額
 - 五 評価額 障害者である労働者の平均的な給与の状況その他の状況を勘案して政令で定める額に評価基準月数を乗じて得た額
- 4 第五十五条第一項の場合において、当該事業主が当該年度において在宅就業障害者に在宅就業契約に基づく業務の対価を支払つており、かつ、第二項の規定により算定した在宅就業障害者特例調整金の額が算定額に達しないときは、当該事業主が納付すべき納付金の額は、同条第一項の規定にかかわらず、その差額に相当する金額とする。この場合においては、当該事業主については、第二項の規定にかかわらず、在宅就業障害者特例調整金は支給しない。
- 5 第五十五条第二項の場合において、当該事業主が当該年度において在宅就業障害者に在宅就業契約に基づく業務の対価を支払つており、かつ、第二項の規定により算定した在宅就業障害者特例調整金の額が算定額以上であるときは、その差額に相当する金額を、当該年度分の在宅就業障害者特例調整金として支給する。この場合においては、当該事業主については、同条第一項の規定にかかわらず、納付金は徴収しない。
- 6 厚生労働大臣は、第一項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。
- 7 機構は、第一項に規定する業務に関し必要があるとき、事業主又は在宅就業障害者に対して、必要な事項についての報告を求めることができる。
- 8 第六項の場合における第五十三条の規定の適用については、同条第一項中「並びに同項各号に掲げる業務」とあるのは、「第七十四条の二第一項の在宅就業障害者特例調整金の支給に要する費用並びに第四十九条第一項各号に掲げる業務及び第七十四条の二第一項に規定する業務」とする。
- 9 親事業主に係る第二項、第四項及び第五項並びに第五十六条第一項及び第四項の規定の適用については、当該子会社及び当該関係会社が在宅就業契約に基づく業務の対価として在宅就業障害者に対して支払つた額は、当該親事業主のみが在宅就業契約に基づく業務の対価として在宅就業障害者に対して支払つた額とみなす。
- 10 第五十条第四項及び第五項の規定は、第一項の在宅就業障害者特例調整金について準用する。（在宅就業支援団体）
- 第七十四条の三 各年度ごとに、事業主が在宅就業対価相当額（事業主が厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「在宅就業支援団体」という。）との間で締結した物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務に係る契約に基づき当該事業主が在宅就業支援団体に對して支払つた金額のうち、当該契約の履行に当たり在宅就業支援団体が在宅就業障害者との間で締結した在宅就業契約に基づく業務の対価として支払つた部分の金額に相当する金額をいう。以下同じ。）があるときは、その総額を当該年度の対象額に加算する。この場合において、前条の規定の適用については、同条第二項中「当該対価の総額」とあるのは、「当該対価の総額と次条第一項に規定する在宅就業対価相当額の総額とを合計した額」と、同条第九項中「支払つた額は」とあるのは「支払つた額」と「支払つた額」とあるのは「支払つた額」と、当該子会社及び当該関係会社に係る次条第一項に規定する在宅就業対価相当額は当該親事業主のみに係る同項に規定する在宅就業対価相当額」とする。
- 2 前項の登録は、在宅就業障害者の希望に応じた就業の機会を確保し、及び在宅就業障害者に対して組織的に提供することその他の在宅就業障害者に対する援助の業務を行う法人の申請により行う。
- 3 次の各号のいずれかに該当する法人は、第一項の登録を受けることができる。
 - 一 この法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の規定及び同項の規定に係る同法第七十六条の二の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わら五年を経過しない法人
 - 二 第十八項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人
 - 三 役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わら五年を経過しない者がある法人
- 4 厚生労働大臣は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要の手続は、厚生労働省令で定める。
 - 一 常時十人以上の在宅就業障害者に対して、次に掲げる業務のすべてを継続的に実施していること。
 - イ 在宅就業障害者の希望に応じた就業の機会を確保し、及び在宅就業障害者に対して組織的に提供すること。
 - ロ 在宅就業障害者に対して、その業務を適切に行うために必要な知識及び技能を習得するための職業講習又は情報提供を行うこと。
 - ハ 在宅就業障害者に対して、その業務を適切に行うために必要な助言その他の援助を行うこと。
 - ニ 雇用による就業を希望する在宅就業障害者に対して、必要な助言その他の援助を行うこと。
 - 二 前号イからニまでに掲げる業務（以下「実施業務」という。）の対象である障害者に係る障害に関する知識及び当該障害に係る障害者の援助を行う業務に従事した経験並びに在宅就業障害者に対して提供する就業の機会に係る業務の内容に関する知識を有する者（次号において「従事経験者」という。）が実施業務を実施し、その人数が二人以上であること。
 - 三 前号に掲げる者のほか、実施業務を適正に行うための専任の管理者（従事経験者である者に限る。）が置かれていること。
 - 四 実施業務を行うために必要な施設及び設備を有すること。
- 5 登録は、在宅就業支援団体登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 在宅就業支援団体の名称及び住所並びにその代表者の氏名
 - 三 在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
- 6 第一項の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 7 第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

8 在宅就業支援団体は、物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務に係る契約に基づき事業主から対価の支払を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に對し、在宅就業対価相当額を証する書面を交付しなければならない。

9 在宅就業支援団体は、前項に定めるもののほか、第四項各号に掲げる要件及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により在宅就業障害者に係る業務を行わなければならない。

10 在宅就業支援団体は、第五項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

11 在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に係る業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、当該業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

12 業務規程には、在宅就業障害者に係る業務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

13 在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

14 在宅就業支援団体は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

15 在宅就業障害者その他の利害関係人は、在宅就業支援団体の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、在宅就業支援団体の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

16 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該在宅就業支援団体に對し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

17 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が第九項の規定に違反していると認めるときは、当該在宅就業支援団体に對し、在宅就業障害者に係る業務を行うべきこと又は当該業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

18 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて在宅就業障害者に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第八項、第十項から第十四項まで又は次項の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十五項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二項の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第一項の登録を受けたとき。

19 在宅就業支援団体は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、在宅就業障害者に係る業務に關し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

20 機構は、第一項において読み替へて適用する前条第二項の場合における同条第一項の業務に關し必要があると認めるときは、事業主、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に對し、必要な事項についての報告を求めることができる。

21 在宅就業支援団体は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、在宅就業障害者に係る業務に關し厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

22 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第一項の登録をしたとき。

二 第十三項の規定による届出があつたとき。

三 第十三項の規定による届出があつたとき。

四 第十八項の規定により第一項の登録を取り消し、又は在宅就業障害者に係る業務の停止を命じたとき。

第七十七條を次のように改める。

第七十七條 削除

第七十九條 第一項中「定める者に限る。」を「定める者に限る。以下この項において同じ。」に、「又は重度知的障害者」を「重度知的障害者又は精神障害者」に改める。

第八十二條 第一項中「事業主等」を「事業主等、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に」、「（の事業所）」を「若しくは在宅就業支援団体の事業所若しくは在宅就業障害者が業務を行う場所」に改める。

第八十三條中「昭和二十五年法律第二百二十三号」を削る。

第五十條中第八十六條の前に次の一條を加える。

第八十五條の二 第七十四條の三第十八項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした在宅就業支援団体の役員又は職員は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十六條中「二十万円」を「三十万円」に改め、後段を削り、同条第一号中「又は第七十七條第三項」を「第七十四條の二第七項又は第七十四條の三第二十項」に改め、同条の次に次の二條を加える。

第八十六條の二 事業主の団体、第四十九條第一項第四号の二に規定する法人又は同項第七号口から二までに掲げる法人が次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第八十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十六條の三 在宅就業支援団体が次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七十四條の三第二十項又は第二十一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第七十四條の三第八項の規定による書面の交付をせず、又は虚偽の記載をした書面の交付をしたとき。

三 第七十四條の三第十三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第七十四條の三第十九項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

五 第八十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十七條 第一項中「前条」を「第八十五條の二から前条まで」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改める。

第八十九條の次に次の一條を加える。

第八十九條の二 第七十四條の三第十四項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第十五項各号の規定による請求を拒んだ在宅就業支援団体は、二十万円以下の過料に処する。

本則に次の一條を加える。

第九十一條 在宅就業障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、五万円以下の過料に処する。

一 第七十四條の二第七項又は第七十四條の三第二十項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第八十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附則 第四條 第一項中「及び第三章第二節第一款」を「並びに第三章第二節第二款及び第六節」に改め、同条第二項中「報奨金」の下に「及び第四項の在宅就業障害者特別報奨金（以下「報奨金等」という。）」を加え、同条第三項中「超える事業主」

の下に「(以下この条において「対象事業主」という。)」を加え、同条第八項中「第五項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第八十六条第一項第一号(第五十二條第二項に係る部分に限る。)」を「第八十六条第一号(第四十三條第五項に係る部分を除く。)」に、「報奨金」を「報奨金等」に、「とする」を「と、第八十六条第一号中、第七十四條の二第七項又は第七十四條の三第二十項」とあるのは「又は第七十四條の二第七項若しくは第七十四條の三第二十項(附則第四條第八項において準用する場合を含む。)」とするに改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前各項」を「第一項から第三項まで」に改め、「第五十條第四項」の下に「及び第五項」を加え、「第三項の報奨金」を「報奨金等について、第七十四條の二第七項及び第七十四條の三第二十項の規定は第二項に規定する業務(第四項に係るものに限る。)」について、第七十四條の二第九項の規定は第四項の在宅就業障害者特例報奨金」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 厚生労働大臣は、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、在宅就業障害者との間で書面により在宅就業契約を締結した対象事業主(在宅就業支援団体を除く。以下同じ。)であつて、在宅就業障害者に在宅就業契約に基づく業務の対価を支払つたものに対して、報奨金に、対象額を評価額で除して得た数(その数に一定の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を乗じて得た額に相当する金額を、当該年度の在宅就業障害者特例報奨金として支給する。ただし、在宅就業単位報奨額に当該年度に属する各月ごとの初日における当該対象事業主の雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額に相当する金額を超えることができない。

5 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 在宅就業単位報奨額 第五十條第二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額

二 報奨額 在宅就業単位報奨額に評価基準月数を乗じて得た額

6 各年度ごとに、対象事業主が在宅就業対価相当額があるときは、その総額を当該年度の対象額に加算する。この場合において、第四項の規定の適用については、同項中「対象額」とあるのは、「対象額と在宅就業対価相当額の総額とを合計した額」とし、第八項において準用する第七十四條の二第九項の規定の適用については、同項中「支払つた額」とあるのは「支払つた額」と、支払つた額」とあるのは「支払つた額と、当該子会社及び当該関係会社に係る次条第一項に規定する在宅就業対価相当額は当該親事業主のみに係る同項に規定する在宅就業対価相当額」とする。

12 精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなして、第三項の規定を適用する。

13 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者に関する第十項及び第十一項の規定は、精神障害者である短時間労働者について準用する。この場合において、第十項中「第七十二條第一項」とあるのは、「第七十二條の六において読み替へて準用する第七十二條第一項」と読み替へるものとする。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第六條の改正規定、第二十九條の改正規定、第二十五條の改正規定、第四十九條第一項の改正規定(同項第一号に係る部分、同項第八号の次に一号を加える部分及び同項第九号に係る部分を除く。)、第五十條の改正規定、第五十二條の改正規定、第七十四條の改正規定(見出しを削る部分を除く。)、第七十七條の改正規定、第八十六條の改正規定、同条の次に二條を加える改正規定(第八十六條の二に係る部分に限る。)、第八十七條の改正規定及び附則第四條第五項の改正規定(第五十條第四項の下に「及び第五項」を加える部分に限る。))並びに附則第四條、第五條第一項、第六條から第八條まで及び第十條の規定は、平成十七年十月一日から施行する。

(検討) 第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「新法」という。))の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(身体障害者又は知的障害者の雇入れ計画の作成命令に関する経過措置) 第三条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))の前日までの間に、この法律による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「旧法」という。))第四十六條第一項の規定により発した命令のうち、当該命令を発した日において新法第七十二條の四第四項及び第五項並びに新法第七十一條第六項及び第五項の規定を適用するものとならば、新法第四十六條第一項の規定に該当しないこととなる事業主に対するものは、施行日に、その効力を失う。

(助成金に関する経過措置) 第四条 旧法第七十七條第一項の規定による給付金であつてその支給事由が附則第一條ただし書に規定する日前に生じたものに関しては、なお従前の例による。

(障害者雇用納付金等に関する経過措置) 第五条 新法第五十條第四項及び新法附則第四條第八項の規定は、平成十七年十月一日以後に支給する新法第五十條第一項の障害者雇用調整金及び新法附則第四條第三項の報奨金について適用する。

2 前項に定めるもののほか、平成十七年度以前の年度の分の障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金の支給については、なお従前の例による。

(新法第七十四條等の適用に関する特例) 第六条 附則第一條ただし書に規定する日から施行日の前日までの間における新法第七十四條、第八十六條第一号及び第八十七條第一項並びに前条第一項の規定の適用については、第七十四條の見出し中「身体障害者等以外の障害者の雇用の促進に関する研究」とあるのは「身体障害者等以外の障害者に関する助成金の支給業務の実施」と、第八十六條第一号中「第五十二條第二項、第七十四條の二第七項又は第七十四條の三第二十項」とあるのは「又は第五十二條第二項」と、第八十七條第一項中「第八十五條の二から前条まで」とあるのは「第八十六條及び第八十六條の二」と、「罰金刑」とあるのは「刑」と、前条第一項中「新法附則第四條第八項」とあるのは「新法附則第四條第五項」とする。

(その他の経過措置の政令への委任) 第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置) 第八条 この法律(附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為(旧法第八十六條第二号に該当するもので、附則第三條の規定により施行日にその効力を失う旧法第四十六條第一項の規定による命令に係るものを除く。))及び附則第四條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正) 第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十号の前に次のように加える。

二十九の十五 在宅就業支援団体の登録	
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十三号)第七十四條の三第三項(在宅就業支援団体の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 一件につき 五万円

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正) 第十条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条 第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第二項中「及び第七号」を削る。

第十二條 第一項中「第六号及び第七号」を「及び第六号」に改める。

第十三條 第一号中「第七号及び第八号」を「及び第七号」に改める。

第十五條 第一項中「第七号」を「第六号」に改める。

附則第五條第二項を次のように改める。
2. 機構は、第十一條第一項及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十一号）附則第十條による改正前の第十一條第一項第七号に掲げる業務（同号の給付金であつてその支給事由が平成十七年十月一日前に生じたものに係るものに限る。）を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

附則第五條に次の一項を加える。

3 前二項の規定により機構が前二項に規定する業務を行う場合には、第十一條第二項中「第四号まで」とあるのは「第四号まで及び附則第五條第二項第一号」と、第十二條第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五條第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十三條第一号中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五條第二項第一号」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五條第一項第一号に掲げる業務並びにこれら」と、第十四條第一項中「第十一條第一項」とあるのは「第十一條第一項及び附則第五條第二項」と、同条第二項及び第十五條第二項中「前項」とあるのは「附則第五條第三項により読み替えられた前項」と、第十四條第三項中「同項」とあるのは「附則第五條第三項により読み替えられた第一項」と、第十五條第一項中「第十一條第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十一條第一項第一号から第六号まで並びに附則第五條第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十七條第一号及び第二十四條第二号中「第十二條第一項」とあるのは「附則第五條第三項により読み替えられた第十二條第一項」と、第十七條第二号及び第二十四條第三号中「第十四條第一項」とあるのは「附則第五條第三項により読み替えられた第十四條第一項」と、第二十四條第一号中「第十一條第一項」とあるのは「第十一條第一項並びに附則第五條第一項及び第二項」とする。

第十一條 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第六号中「及び第七十四條第一項」を「第七十四條第一項及び第七十四條の二第二項」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第十三條第一号中「及び第七号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第五條第一項第一号を次のように改める。

一 常時三百人以下の労働者を雇用する事業主に対して報奨金等（障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四條第二項に規定する報奨金等をいう。）を支給すること。

附則第五條第三項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五條第二項第一号」を「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五條第二項第一号に掲げる業務並びに」に改める。

総務大臣 麻生 太郎
財務大臣 谷垣 禎一
厚生労働大臣 尾辻 秀久
内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人住宅金融支援機構法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年七月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第八十二号

独立行政法人住宅金融支援機構法

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 役員及び職員（第八条―第十二条）

第三章 業務（第十三条―第十六条）

第四章 財務及び会計（第十七条―第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条―第三十一条）

第六章 罰則（第三十二条―第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は、独立行政法人住宅金融支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることと目的とする。

（定義）
第二条 この法律において「住宅」とは、人の居住の用に供する建築物又は建築物の人の居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）をいう。

2 この法律において「災害復興建築物」とは、災害により、住宅又は主として住宅部分からなる建築物が滅失した場合におけるこれらの建築物又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分等をいう。

3 この法律において「被災建築物」とは、災害により、住宅又は主として住宅部分からなる建築物が損傷した場合における当該損傷したこれらの建築物又は建築物の部分等をいう。

4 この法律において「災害予防代替建築物」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を除却する必要がある場合として政令で定める場合における当該建築物に代わるべき建築物又は建築物の部分等をいう。

5 この法律において「災害予防移転建築物」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を移転する必要がある場合として政令で定める場合における当該移転する必要がある建築物をいう。

6 この法律において「災害予防関連工事」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物の敷地について擁壁又は排水施設の設置又は改造その他の工事を行う必要がある場合として政令で定める場合における当該工事を行うことと目的とする。

7 この法律において「合理的土地利用建築物」とは、市街地の土地の合理的な利用に寄与するものとして政令で定める建築物で相当の住宅部分を有するもの又はその部分をいう。

8 この法律において「マンション」とは、二以上の区分所有者（建築物の区分所有者等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。）が存する建築物で住宅部分を有するものをいう。

（名称）
第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号、以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人住宅金融支援機構とする。

（機構の目的）
第四条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住宅生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要資金の調達等に関する

情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補充するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もつて国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事務所）
第五条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）
第六条 機構の資本金は、附則第三条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十五條第一項の金利変動準備基金に充てられるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（名称の使用制限）
第七条 機構でない者は、住宅金融支援機構という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員
（役員）
第八条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

第九条 副理事長及び理事の職務及び権限等
副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれていないときは、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理する。）の職務を掌理する。

3 通則法第十九條第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれていないときは、理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九條第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律概要

【背景】

障害者の社会参加に伴う障害者の就業に対するニーズの高まり

障害者の就業機会の拡大による職業的自立を図ることが必要

具体的支援

精神障害者に対する
雇用対策の強化

在宅就業障害者
に対する支援

障害者福祉施策
との有機的な連携

【改正の主な内容】

(1) 精神障害者に対する雇用対策の強化

①障害者雇用率制度の適用

- 雇用率制度の適用に当たって、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である労働者及び短時間労働者を各事業主の雇用率の算定対象とする（短時間労働者は1人をもって0.5人分）（法定雇用率（1.8%）は現行どおり）。

②障害者雇用納付金制度の適用

- 納付金の徴収額、調整金・報奨金の支給額の算定に当たって、上記①と同様に取り扱う。

(2) 在宅就業障害者に対する支援

- 自宅等において就業する障害者（在宅就業障害者）に仕事を発注する事業主については、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金の支給を行う。
- 事業主が、在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣の登録を受けた法人（在宅就業支援団体）を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合についても、同様に取り扱う。

(3) 障害者福祉施策との有機的な連携等

①有機的な連携

- 国及び地方公共団体は、障害者の雇用促進施策を推進するに当たって障害者福祉施策との有機的な連携を図るものとする。

②その他

- 職場適応援助者（ジョブコーチ）による援助を行うことに対する助成金の創設、特例子会社に係る調整金・報奨金の支給先の範囲拡大その他所要の改正を行う。

【施行期日】

平成18年4月1日（ただし、(3)①及び(3)②の一部については平成17年10月1日）

障害者雇用促進法の一部改正法案の 国会における審議状況等について

1 衆議院における審議状況等

(1) 審議状況

(委員会質疑) 5月11・13・18日、6月8日

(参考人質疑) 5月17・19日、6月7日

- ・ 6月8日の委員会において、全会派の共同提案により法案の修正が提案され、全会一致で、修正案を含めた法案が可決された。
また、同委員会において附帯決議がなされた。
- ・ 6月10日の本会議において可決され、参議院に送付された。

(2) 法案の修正等について

① 法案の修正(別紙1)

在宅就業支援団体の登録につき、悪質な団体を排除するため、次の登録の欠格事由の追加等が行われた。

- 労働関係法律(中間搾取の排除等)等により罰金に処せられて5年を経過しない法人
- 役員のうちに、①禁錮以上の刑に処せられて5年を経過しない者、②労働関係法律、刑法(傷害罪等)等により罰金以上に処せられて5年を経過しない者、がいる法人

② 附帯決議(別紙2)

改正法施行3年経過後の検討結果を平成21年度末までに得ることとし、その際には精神障害者の雇用義務制度の対象化も含めた検討を行うこと等、8項目の附帯決議がなされた。

2 参議院における審議状況等

(1) 審議状況

(委員会質疑) 6月28日

- ・ 同日の厚生労働委員会において、全会一致で法案が可決された。また、同委員会において附帯決議がなされた。
- ・ 6月29日の本会議において可決され、成立した。

(2) 附帯決議(別紙3)

改正法施行3年経過後の検討結果を平成21年度末までに得ることとし、その際には精神障害者の雇用義務制度の対象化も含めた検討を行うこと等、20項目の附帯決議がなされた。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

次のいずれかに該当する法人は、在宅就業支援団体の登録を受けることができないものとする。

一 この法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又は出入国管理及び難民認定法に規定する不法就労助長罪に係る規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

(原案は、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない法人)

二 在宅就業支援団体の登録を取り消され、その取消しの日から五年(原案は、二年)を経過しない法人

三 役員の中に、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により、若しくは刑法に規定する傷害罪、暴行罪等の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法に規定する不法就労助長罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者のある法人

(原案は、役員のうち、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者のある法人)

(第七十四条の三第三項関係)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三章第七十四条の次に一節を加える改正規定のうち第七十四条の三第三項第一号中「又はこの法律に基づく命令に違反し」を「の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の規定及び同項の規定に係る同法第七十六条の二の規定により」に、「二年」を「五年」に改め、同項第二号中「二年」を「五年」に改め、同項第三号中「この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上」を「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金」に、「二年」を「五年」に改める。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照案文

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）

修正案

改正案

（在宅就業支援団体）

第七十四条の三 1・2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、第一項の登録を受けることができない。

一 この法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の規定及び同項の規定に係る同法第七十六条の二の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

二 第十八項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 役員のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十一条、第二百四十七條の罪、暴行等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者のある法人

4
22
（略）

（在宅就業支援団体）

第七十四条の三 1・2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない法人

二 第十八項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

三 役員のうちに、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者のある法人

4
22
（略）

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一 附則第二条に規定する検討は、平成二十一年度末までに結果が得られるよう関係審議会において行うものとする。また、その際、雇用義務の対象に精神障害者を加えることも含めて検討を行うものとする。

二 精神障害者を実雇用率に算定するに当たって、雇用率の達成指導を引き続き厳正に行うとともに、精神障害者保健福祉手帳の取得強要及び申し出の強要など本人の意に反した雇用率制度の適用等が行われないう、プライバシーに配慮した対象者の把握・確認の在り方について、必要な措置を講ずること。また、従来、各企業において取り組まれているメンタルヘルス対策が後退することのないよう、周知及び指導を徹底すること。

三 精神障害者の雇用環境の整備を図るため、障害者本人及び企業に対する支援策の充実を図るとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター等の支援機関における相談・支援体制の整備に努めること。

四 在宅就業支援団体の育成に努めるとともに、在宅就業支援団体の適正な業務の運営を確保するため、その登録に当たって登録要件への適合等を厳正に審査するとともに、登録後においても、業務運営基準の遵

守等を徹底するための厳正な監督指導を実施するものとする。

五 障害者の職場定着を着実に進めるため、職場適応援助者（ジョブコーチ）に関する助成金の新設に当たって、企業において障害者雇用の経験を有する人材を活用する等により、質を確保しつつ必要な数の職場適応援助者の確保に努めること。

六 派遣労働者としての障害者の雇用について、障害者雇用の促進を図る観点からその実情を含め検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

七 障害者の働く場の一層の創出を図るため、企業内で職務を整理して仕事を分かち合うこと、工業団地や商店街のような地域において、障害者を多数雇用する企業に仕事を出し合うこと等を通じて、企業が企業内外における障害者の働く場の創出に取り組むことを推進すること。

八 企業名及びその雇用率の公表を前提とした指導を強化し、雇用率制度の厳正な運用を図るとともに、そのための体制整備に努めること。特に都道府県等の教育委員会の実雇用率は、依然として法定雇用率を大きく下回る水準にとどまっており、作成した採用計画の着実な実施等、障害者の採用拡大に向けてなお一層の取組を進めるよう必要な措置を講ずること。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十七年六月二十八日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、附則第二条に規定する検討は、平成二十一年度末までに結果が得られるよう関係審議会において行うこと。また、その際、雇用義務の対象に精神障害者を加えることも含めて検討を行うこと。

二、視覚障害者等就職の困難な障害者の雇用を促進するため、障害の重さの程度区分が職業生活上の困難さを配慮したものとなるよう障害者雇用率制度の見直しを行うとともに、障害者雇用納付金制度においては、納付金の額、徴収範囲、報奨金の在り方等についても見直しを行うこと。

三、知的障害者、精神障害者、発達障害者等の個々の障害特性に応じてきめ細かな支援を行うことが必要な求職者が増大していることにかんがみ、適切な職業訓練の機会を十分確保するとともに、専門的な知識経験を有する者を公共職業安定所に相談員として配置する等相談支援体制の充実強化等により有効求職者の解消を図ること。

四、障害者の雇用機会の一層の拡大を図る観点から、精神障害者に対しては、グループ就労等の多様な就労形態の促進等、必要な支援措置を講ずること。また、一般雇用への就労が困難な障害者に対しては、多様な就労の場が確保されるよう、積極的な取組を行うこと。

五、精神障害者を実雇用率に算定するに当たって、雇用率の達成指導を引き続き厳正に行うとともに、精神障害者保健福祉手帳の取得強要及び申し出の強要など本人の意に反した雇用率制度の適用等が行われないよう、プライバシーに配慮した対象者の把握・確認の在り方について、必要な措置を講ずること。あわせて、従来、各企業において取り組まれているメンタルヘルス対策について、引き続き充実が図られるよう指導を行うこと。また、精神障害者については、メンタルヘルス対策とともに、円滑な復職や職場定着を図るための必要な措置が採られるよう指導を行うこと。

六、精神障害者の雇用環境の整備を図るため、障害者本人及び企業に対する支援策の充実を図るとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター等の支援機関における相談・支援体制の整備に努めること。また、精神障害者の職業能力開発を効果的に実施するため、職業能力開発校における職業訓練内容、カリキュラム、指導方法等を早急に確立し、普及させること。

七、在宅就業障害者特例調整金については、障害者雇用調整金との均衡を踏まえ、適切な額を設定すること。
また、特例調整金を支給する際の基準となる評価額の設定については、企業が在宅就業障害者に対して仕事を発注しやすくなるような水準に設定すること。

八、在宅就業支援団体の育成に努めるとともに、在宅就業支援団体の適正な業務の運営を確保するため、その登録に当たって登録要件への適合等を厳正に審査するとともに、登録後においても、業務運営基準の遵守等を徹底するための厳正な監督指導を実施すること。

九、通勤等の困難な障害者の雇用を促進するため、企業における障害者の在宅勤務制度の普及・促進を図るための必要な措置を講ずること。

十、障害者の職場定着を着実に進めるため、職場適応援助者（ジョブコーチ）に関する助成金の新設に当たって、企業において障害者と共に就労した経験を有する人材を活用する等により、質を確保しつつ必要な数の職場適応援助者の確保に努めること。

十一、週二十時間以上三十時間未満の短時間労働について、重度以外の身体障害者・知的障害者に対しても実雇用率を適用し、法定雇用率の算定上にも身体障害者・知的障害者の短時間労働を反映させることにつ

いて影響を十分検討し、その結果に基づいて、必要な措置を講ずること。また、納付金等の算定に当たつても同様の取扱いとすること。

十二、派遣労働者としての障害者の雇用について、障害者雇用の促進を図る観点から、その実情を含め検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずること。

十三、障害者の働く場の一層の創出を図るため、企業内で職務を整理して仕事を分かち合うこと、工業団地や商店街のような地域において、障害者を多数雇用する企業に仕事を出し合うこと等を通じて、企業が企業内外における障害者の働く場の創出に取り組むことを推進すること。

十四、企業名及びその雇用率の公表を前提とした指導を強化するため、雇入れ計画作成命令の発出基準等の指導基準を見直す等により雇用率制度の厳正な運用を図るとともに、そのための体制整備に努めること。

十五、国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関において、率先して障害者の雇用を進めるよう努めるとともに、個々の機関の雇用率等、障害者雇用の現況を自ら公表するよう指導すること。特に都道府県等の教育委員会の実雇用率は、依然として法定雇用率を大きく下回る水準にとどまっております、作成した採用計画の着実な実施等、障害者の採用拡大に向けてなお一層の取組を進めるよう必要な措置を講ずること。

十六、発達障害者の就労を支援するため、雇用率への適用を検討するとともに、発達障害者支援センター等との連携を取りつつ適切な職場適応援助等を行うこと。

十七、公共職業安定所等労働関係機関と各教育機関が障害のある生徒の社会的・職業的自立に向けた教育、進路指導、就業した卒業者の職場適応・定着支援とそれに対応した職業リハビリテーションの実施に当たって、各段階において連携協力を図り、総合的な指導・支援を行うよう努めること。

十八、障害者の雇用機会の拡大のためには、障害者に対する教育内容の充実と教育現場でのノーマライゼーションの実現が重要であることから、障害者教育の見直しを積極的に進めること。

十九、就職の困難な重度障害者の職業訓練機会が狭められることのないよう、委託訓練の政策効果の評価に当たっては、障害の程度に応じた就職率を把握・評価する等、きめ細かな対応を行うこと。

二十、平成十九年に日本で開催される国際アビリンピック大会の準備及び運営に当たっては、これを契機として障害者の雇用・就業機会の一層の拡大が図られるよう万全を期すこと。

右決議する。

障害者雇用促進法の改正の概要

働く障害者、働くことを希望する障害者を支援するため、障害者の就業機会拡大を目的とした各種施策を推進するべく、障害者雇用促進法が改正されました（平成 17 年法律第 81 号）。

以下、法律改正の概要について、説明いたします。

障害者の就業機会の拡大をめざして

精神障害者に対する雇用対策の強化

- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を雇用率の算定対象にします（法定雇用率は現行（1.8%）通り）。

在宅就業障害者に対する支援

- 自宅等で就業する障害者を支援するため、企業が仕事を発注することを奨励します（発注元企業に特例調整金等（障害者雇用納付金制度）を支給）。
- 企業が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金等を支給します。

障害者福祉施策との有機的な連携

- 障害福祉施設体系の改革とあいまって、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策の有機的な連携を図ります。

※ 以上のほか、特例子会社に係る調整金・報奨金の支給先の範囲拡大その他所要の改正を行います。

【施行期日】 平成18年4月1日（ただし、一部については平成17年10月1日）

精神障害者に対する雇用対策の強化

○ 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を各企業の雇用率（実雇用率）に算定することとします。

○ なお、法定雇用率（1.8%）は現行通りとします。

※ プライバシーに配慮した障害者の把握・確認のため、ガイドラインを作成することとしています。

【現行制度】

$$\text{各企業の雇用率算定（実雇用率）} = \frac{\text{雇用する身体障害者・知的障害者の数}}{\text{雇用する常用労働者の数}}$$



【改正案】

$$\text{各企業の雇用率算定（実雇用率）} = \frac{\text{雇用する身体障害者・知的障害者の数} + \text{雇用する精神障害者の数} \text{ (※)}}{\text{雇用する常用労働者の数}}$$

※短時間労働（20 時間以上 30 時間未満）の精神障害者についても 0.5 人分とカウントし、実雇用率に算定。

（参考 1）法定雇用率の算定式

$$\text{法定雇用率（1.8%）} = \frac{\text{身体障害者・知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者・知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※法定雇用率は現行（1.8%）のまま。

（参考 2）改正案による雇用率適用（例）

【常用労働者 1,000 人の企業の場合】



在宅就業障害者に対する支援

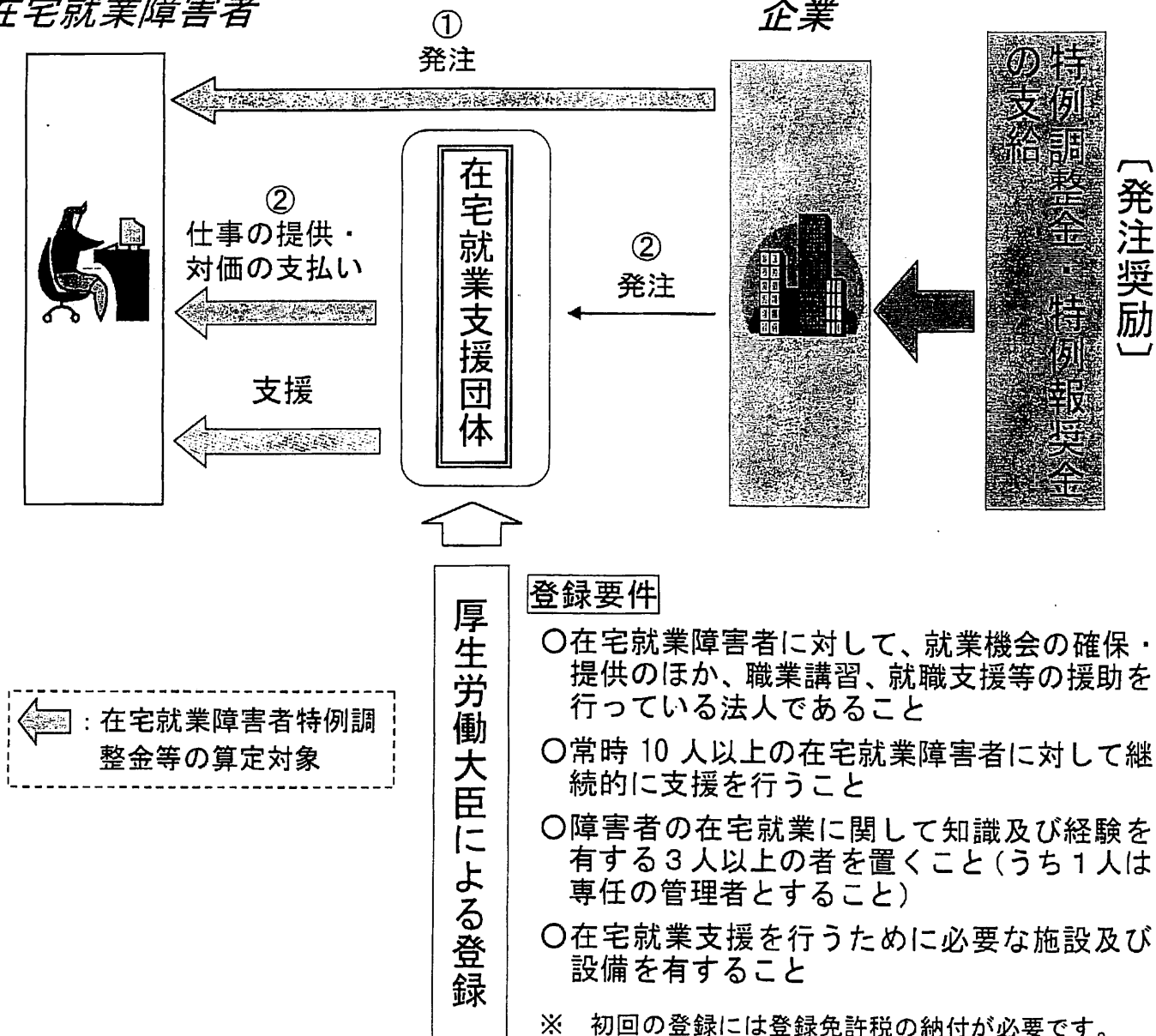
○ 在宅就業障害者（自宅等において就業する障害者）に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給します。（①の発注のケース）

○ 企業が在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金・特例報奨金を支給します。（②の発注のケース）

※ 特例調整金等の支給事務は、障害者雇用納付金、障害者雇用調整金等と同様、高齢・障害者雇用支援機構において取り扱います。

在宅就業障害者

企業

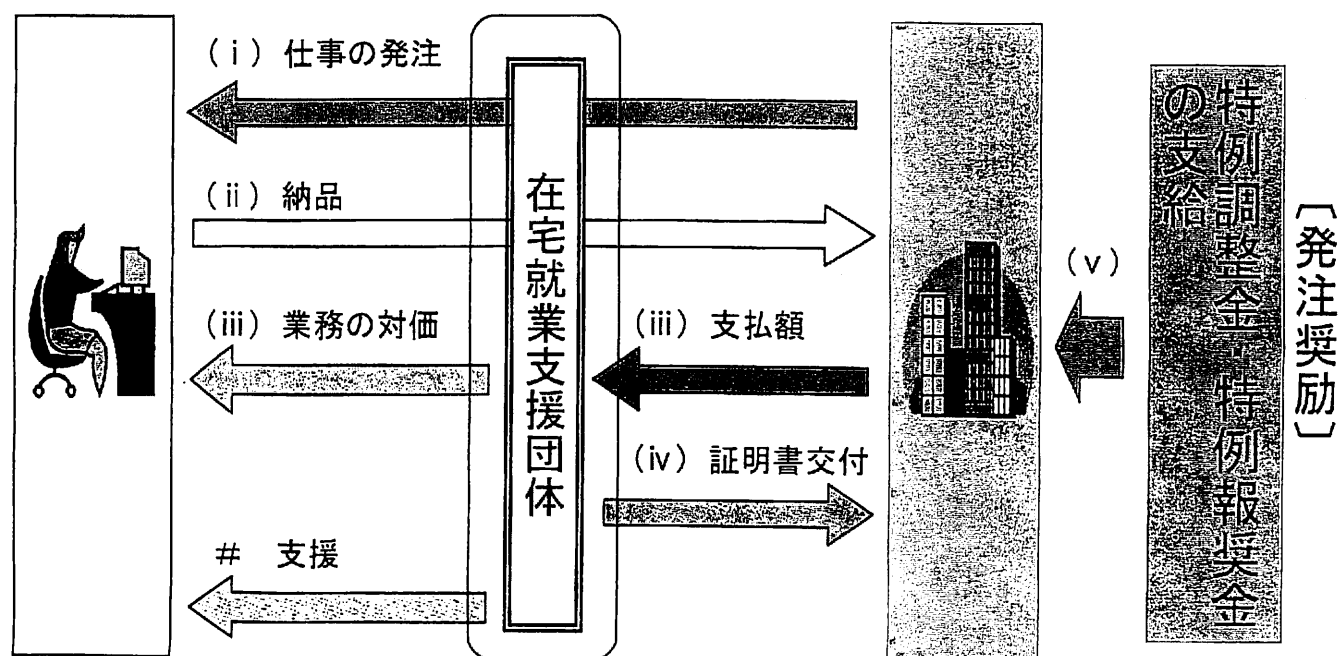


◎発注奨励策の対象となる在宅就業の実例 ～ IT 関連業務（ホームページ作成）の場合～

- (i) 在宅就業支援団体は、企業から受注したホームページ作成の業務を、請負契約（在宅就業契約）に基づき、在宅就業障害者に提供します。
- (ii) 在宅就業障害者は、在宅就業支援団体から相談等の援助を受けながら、ホームページ作成の業務を行い、在宅就業支援団体に対して作成したホームページを納品します。
在宅就業支援団体は、納品されたホームページの内容を確認し、必要な修正等を行った後、発注元企業に対して完成したホームページを納品します。
- (iii) 在宅就業支援団体は、発注元企業から受けた支払額から、在宅就業障害者に業務の対価（仕事の報酬）を支払います。
- (iv) 在宅就業支援団体は、発注元企業に対して、在宅就業障害者に支払った業務の対価等を記した証明書を交付します。
- (v) (iv) の証明書を基に、在宅就業障害者が受け取った業務の対価の金額に応じて、事業主に特例調整金・特例報奨金の支給が行われます。
- # 上記のほか、在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に対して職業講習、就職援助等の支援を行います。

在宅就業障害者

企業



- 企業から受けたホームページ作成等のＩＴ関連の業務の提供のほか、物品の製造・サービスの提供等の業務が対象となります。
- 授産施設等の福祉施設や作業所についても、在宅就業支援の業務を継続的に行う等の要件を満たし在宅就業支援団体として登録された場合には、発注奨励策の対象となります。

◎特例調整金・特例報奨金の金額について

- 事業主に支給される特例調整金・特例報奨金の金額については、以下のように障害者雇用調整金等との均衡を踏まえて設定する予定です。

具体的な金額等の設定は、多くの企業、多くの障害者の方々に利用していただけるものとなるよう、今後、政令・厚生労働省令において規定します。

障害者雇用調整金	特例調整金※（イメージ）
法定雇用障害者数を超えて 障害者を一人雇用する ↓ 障害者雇用調整金の額は1月当たり 27,000 円なので、 <u>年間 32.4 万円</u> を支給	例えば 400 万円の発注を行う （雇用 1 人分に相当する発注額） ↓ 例えば、特例調整金の額を 1 月当たり 14,000 円（*）とした場合、 <u>年間 16.8 万円</u> を支給

（*）障害者雇用調整金との均衡を踏まえ、今後決定します。

※ 法定雇用率未達成企業（常用労働者 301 人以上）については、特例調整金の額に応じて障害者雇用納付金が減額されます。

※ 特例調整金・特例報奨金については、発注元企業が自ら雇用している身体・知的・精神障害者である労働者数に応じた支給限度額が設定されます。

障害者福祉施策との有機的な連携

- 障害保健福祉の分野では、授産施設等の福祉施設や作業所を機能別に再編成することにより、福祉的就労から一般雇用への移行を促進する改革を行うこととしています（国会において障害者自立支援法案が審議中）。
- 障害者雇用の分野においても、障害保健福祉施策と連携を図りながら就職支援等の支援を行うことにより、一般雇用への移行を促進するための施策を講じることとしています。

地域障害者就労支援事業の創設（平成 17 年度より実施）

ハローワークが福祉施設等と連携して、就職を希望する個々の障害者に応じた支援計画に基づき、一貫して就職支援を行うモデル事業を実施。

（平成 17 年度：全国 10 ヶ所）

ジョブコーチ助成金制度の創設（平成 17 年 10 月施行）

福祉施設がノウハウを活かしてより効果的な職場適応援助を行うために、現行制度を見直し、新たにジョブコーチ助成金制度を創設。

障害者就業・生活支援センター事業の拡充

就業面・生活面からの一体的な支援（就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整）を行う障害者就業・生活支援センターを増設。

（平成 16 年度：80 センター → 平成 17 年度：90 センター）

社会福祉法人等を活用した多様な委託訓練の実施

障害者の一般就労への移行支援に取り組んでいる社会福祉法人等に委託して、就職の促進を図る。

（参考）障害保健福祉分野における施設体系・事業体系の見直し

【現行制度】

【改正案】

